

○農林水産省告示第五百四十四号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第三条第三項第二号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める係数を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣 齋藤 健

農業保険法施行規則第三条第三項第二号の農林水産大臣が定める係数は、次のとおりとする。

n
—（同令第五回条に規定する肉豚にあつては、1）
12

nは、当該家畜共済の共済関係に係る共済掛金期間の月数（一月未満の端数があるときは、当該端数を一月とする。）

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。